

決算審査に係る執行部提出様式の見直しについて

令和3年3月25日

1 見直しの背景

令和元年度の決算審査特別委員会の主査会において、現状の執行部からの提出様式「各部門における主要施策等の成果」では、実施した内容のみ記述されており、予算編成時の目標・計画値と事業結果の対比がなければ、事業の評価ができないとの指摘があった。

※具体的には、タブレット導入後のペーパーレス化を見据えて、タブレット内で予算編成時の議案説明資料と決算の事業実績・成果の概要を対比できるようにすべきというもの。

また、決算審査で報告する事業の選定に関して、議会として関与すべきとの指摘があった。

2 対応方針

(1) 予算編成時の目標・計画値と事業結果の対比について

タブレットの2画面表示機能の活用を想定し、別紙のとおり、左側ページに当初予算等の議案説明資料、右側ページに決算説明資料を配置し、予算編成時の目標・計画値と実績値が比較できるようにしてはどうか。

《様式変更に係る留意点》

- ・当初予算後、増額補正等により目標・計画値が変更となった場合、決算説明資料においてその経過がわかるよう記載すること。
- ・予算説明資料は概ね1ページで記載されており、決算説明資料が1ページで収まらない場合、当該事業の2枚目以降の左側ページは空白とする。
- ・予算説明資料においても、なるべく予算編成時の目標・計画値等を記載するよう努める。
- ・令和3年度の審査においては、試行期間として紙ベースの資料の提出も求めることとする。

(2) 決算審査で報告する事業の選定方法について

事前に執行部から、審査対象の決算年度の全ての事業、そのうち決算審査で報告予定の事業がどれかがわかる一覧資料を提出していただき、当該年度の議案説明資料等を参考に各分科会において確認し、必要に応じて報告事業の追加等を依頼することとしてはどうか。

その際、審査に要する時間や執行部の負担を配慮し、事業量が過大とならないよう主査が一定の調整することとしてはどうか。

3 今後のスケジュール

○本日の全体会で承認されれば執行部に対して令和2年度決算の審査からの対応を依頼。